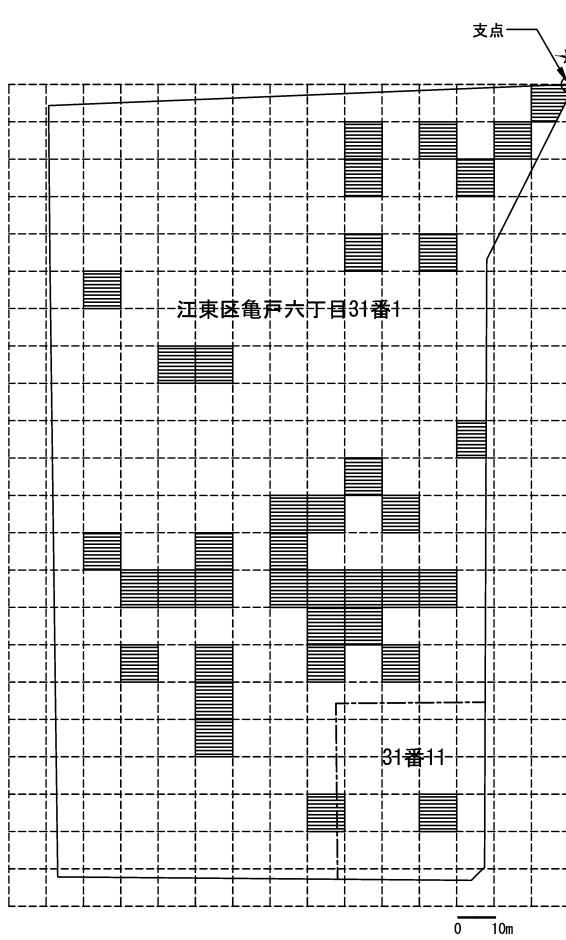

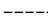

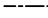


別 図



凡 例

-  指定を解除する区域
-  単位区画
-  敷地境界
-  筆境界

【支点】

支点は、江東区亀戸六丁目31番1の最北端とする。

【格子の回転角度(85度18分4秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

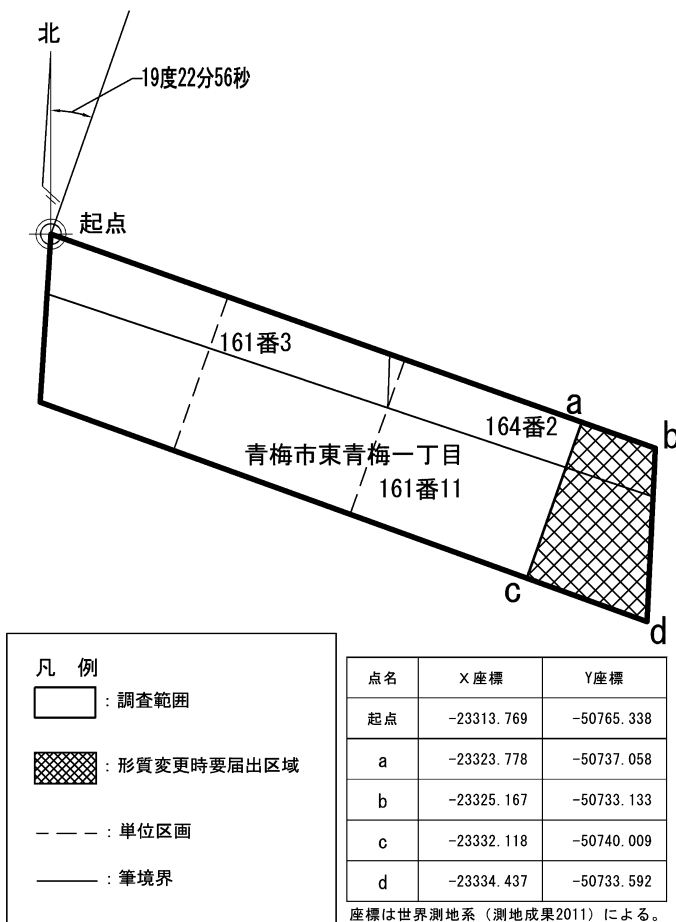
令和三年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（青梅市東青梅  
 一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
 九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【起点】**  
 起点は、青梅市東青梅一丁目 161 番 3 一部の最北端とする。

**【格子の回転角度（19 度 22 分 56 秒）】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百四十三号

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

令和三年四月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 試験日時

(一) 学科試験

令和三年九月十一日（土曜日）午前十時から午前十一時三十分まで

(二) 実技試験

令和三年九月十三日（月曜日）から同月十七日（金曜日）までの間に行い、各受験者宛て試験日時を通知する。

二 試験会場

学校法人後藤学園（豊島区南池袋三丁目十二番五号）

三 試験内容

(一) 学科試験

ア 条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第二百二十三号。以下「規則」という。）に関すること。

イ ふぐに関する一般知識

(二) 実技試験

ア ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。

イ ふぐの処理技術

四 試験手数料

一万九千七百円

五 願書受付期間

令和三年六月十五日(火曜日)から同月十七日(木曜日)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後三時三十分まで

六 願書受付場所

東京都庁第二本庁舎一階臨時窓口(新宿区西新宿二丁目八番一号)

七 受験資格

調理師法(昭和三十二年法律第四百七十七号)による調理師免許を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

(一) 東京都知事の与えた免許を有するふぐ調理師の下で、ふぐの取扱い(条例第十条第一号及び第三号に規定する場合を除く。)に二年以上従事した者

(二) (一)のふぐの取扱いに二年以上従事した者と同等以上の経験を有する者として次に掲げるもの

ア 次に掲げる府県の知事が与えたふぐの処理に関する免許を有する者(高知県知事が与えたふぐの処理に関する免許を有する者にあつては、令和二年三月以前に行われた試験に合格したものに限る。)

埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県

イ 次に掲げる県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の知事又は市長が二年以上ふぐの処理に従事した者を

対象として行うふぐの処理に関する講習会を修了し、当該知事又は市長がふぐの処理を行うことを認めた者

宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、岐阜県、三重県、広島県、佐賀県、長崎県、沖縄県、仙台市、宇都宮市、前橋市、高崎市、広島市又は福山市

八 合格発表

令和三年十一月十六日(火曜日)午前十時から午後四時三十分まで、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎三十階北側)及び東京都中央卸売市場豊洲市場七街区管理施設棟一階ロビー(江東区豊洲六丁目六番一号)に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健局ホームページ(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。

九 その他

(一) 受験願書用紙等は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課及び東京都市場衛生検査所(江東区豊洲六丁目六番一号(豊洲市場内))において、令和三年五月十日(月曜日)から配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三二〇)四三五八)に問い合わせること。

公 告

特定開発行為に関する対策工事等の完了について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に

関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事等は、完了した。

令和三年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

中野区東中野五丁目五十一番 新宿区西新宿二丁目四番一及び同番四の一部 号

住友不動産株式会社 代表取締役 仁島 浩順

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により大崎駅西口F南地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

小原 眞吾

二 住所

品川区大崎三丁目七番六号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年四月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

国分寺市本多三丁目三十六番  
二、同番十四、同番十四地先  
及び三十七番十七  
西東京市芝久保町四丁目二  
十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店  
舗の変更について届出があつたので、同条第三項において  
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団  
体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団  
体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を  
添えて、令和三年四月十二日から四月以内に東京都産業  
労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一  
号)に到着するように提出してください。

令和三年四月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 WATERS takeshiba (ウォーターズ竹芝)
- 二 店舗所在地 港区海岸一丁目十番三十号ほか
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更前の店舗所在地 港区海岸一丁目二十二番一ほか

六 変更後の店舗所在地 港区海岸一丁目十番三十号ほか

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 ビオセボン・ジャパン株式会社ほか二名

九 変更日 令和二年九月一日ほか

十 届出日 令和三年二月二十四日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 令和三年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 八潮ショッピングセンター パトリア

二 店舗所在地 品川区八潮五丁目五番三号

三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス

四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社スーパーバリューほか七名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社スーパーバリューほか六名

七 変更を行った小売 株式会社スーパーバリューほか三

業者の氏名又は名称

八 変更前の小売業者の代表者名 岸本 七朗(株式会社スーパーバリュー)ほか

九 変更後の小売業者の代表者名 岸本 圭司(株式会社スーパーバリュー)ほか

十 変更日 令和元年十月十六日ほか

十一 届出日 令和三年三月八日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 令和三年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 品川プリンスホテル

二 店舗所在地 港区高輪四丁目十番三十号

三 設置者名 株式会社プリンスホテル

四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社スピングルカンパニーほか二十名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社スピングルカンパニーほか十八名

七 変更日 令和二年八月三十一日ほか

八 届出日 令和三年三月十六日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和三年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年四月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

恵比寿ガーデンプレイス

二 店舗所在地

渋谷区恵比寿四丁目二十番七号ほか

三 設置者名

サッポロ不動産開発株式会社ほか一名

四 設置者住所

渋谷区恵比寿四丁目二十番三号ほか

か

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数  
店舗内ほか 四百十一台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数  
店舗内 四百十一台

七 変更前の駐車場の位置及び収容台数  
店舗西側ほか 二百台

八 変更後の駐車場の位置及び収容台数  
店舗西側ほか 二百十五台

九 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗内 百八・六〇立方メートル

十 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗内 二百二十六・四二立方メートル

十一 変更前の駐車場の自動車の出入の口の数及び位置  
八箇所 店舗北側ほか

十二 変更後の駐車場の自動車の出入の口の数及び位置  
六箇所 店舗北側ほか

十三 変更日  
令和三年十一月六日

十四 届出日  
令和三年三月五日

十五 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間  
令和三年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 令和三年四月十二日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第八百九十二回全国自治宝くじ

六百九十億円 二億三千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として二十

三単位（二十三ユニット）。ただし、発売状況

により、原則発売総額の百二十五パーセントを

上限としてユニット単位で増額する場合はある

。）

一枚三百円

令和三年七月十三日から同年八月十三日まで

発売額三十億円に対して十四億四千四百九十万

円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して一億九千七百五十六万

七千五百九十円

発売額三十億円に対して二億五千二百八十一

千九十一円

令和三年四月二十六日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

一 名称  
 第八百九十三回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数  
 二百十億円 七千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として七単

位（七ユニット）。ただし、発売状況により、

原則発売総額の百二十五パーセントを上限とし

てユニット単位で増額する場合はある。）

一枚三百円

令和三年七月十三日から同年八月十三日まで

発売額三十億円に対して十三億五千万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額三十億円に対して一億九千八百五十一万

二千六百円

八 その他発売経費  
 発売額三十億円に対して二億五千四百九十三万

五千三百八十円

令和三年四月二十六日

九 受託申請期限  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

十 その他

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

